

令和4年第2回有明広域行政事務組合議会（臨時会）会議録

1. 開催日 令和4年5月23日（月）
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合 議場
3. 開 会 令和4年5月23日 午前10時00分
4. 本日の会議に付した事件
 - 日程第1 議席の指定について
 - 日程第2 議会運営委員会委員の選任について
 - 日程第3 議会運営委員会正副委員長互選の結果報告について
 - 日程第4 会議録署名議員の指名について
 - 日程第5 会期の決定について
 - 日程第6 代表理事挨拶
 - 日程第7 議案第5号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
 - 日程第8 議案第6号 有明広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第9 議案第7号 有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第10 議案第8号 令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）
 - 日程第11 審査事項の付託について
5. 閉 会 令和4年5月23日 午前10時40分
6. 会議録署名議員 9番 田畑 久吉 16番 亀崎 清貴

7. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	玉 名 市 長 藏 原 隆 浩
副 代 表 理 事	玉 東 町 長 前 田 移 津 行
理 事	荒 尾 市 長 浅 田 敏 彦
理 事	南 関 町 長 佐 藤 安 彦
理 事	長 洲 町 長 中 逸 博 光
理 事	和 水 町 長 石 原 佳 幸
監 査 委 員	近 藤 克 也
会 計 管 理 者	二階堂 正一郎

	職	氏 名
事 務 局	事 務 局 長	中 嶋 一 也
	次 長	松 野 成 剛
	総 務 課 長	城 戸 正 令
	介 護 保 険 課 長	栗 原 寿 一
	業 務 管 理 課 長	隈 部 啓 司
	業 務 管 理 課 審 議 員 兼 統 括 施 設 長	福 島 力 男 (欠 席)
	業 務 管 理 課 C P 5 施 設 長	中 村 淳 児
	業 務 管 理 課 東 部 環 境 セ ン タ ー 施 設 長	藤 原 一 豊
	業 務 管 理 課 第 1 衛 生 セ ン タ ー 施 設 長	浦 田 武 男
消 防	消 防 長	村 上 博 恭
	次 長 兼 総 務 課 長	村 上 和 浩
	総 務 課 長 補 佐 兼 建 設 室 長	西 村 澄 生
	消 防 課 長	池 田 隆 昭
	指 令 課 長	高 木 伸 二
	予 防 課 長	坂 井 昭 宏
	荒 尾 消 防 署 長	村 上 重 徳
	玉 名 消 防 署 長	小 柳 錦 也

8. 出席議員（17名）

番 号	氏 名
1 番	古 城 義 郎
2 番	野 田 ゆ み
3 番	菰 田 正 也
4 番	谷 口 繫 治
5 番	浜 田 繁次郎
6 番	立 川 信 之
7 番	一 瀬 重 隆
8 番	北 本 将 幸
9 番	田 畑 久 吉
10番	松 田 幸 二
11番	大城戸 廣 澄
12番	杉 村 博 明
13番	西 田 恵 介
14番	松 井 一 也
15番	濱 崎 久
16番	亀 崎 清 貴
17番	坂 本 敏 彦

9. 職員出席者

職	氏 名
書記	長 田 享
記録	松 下 未 希

開会（午前10時00分）

菰田議長 ただいまから令和4年第2回有明広域行政事務組合議会臨時会を開催し、日程に従い、会議を開きます。

日程第1、議席の指定について。議席は会議規則第3条第2項の規定により議長において指定いたします。16番 亀崎議員、17番 坂本議員。以上の通り議席を指定いたします。

日程第2、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。ただいま、議会運営委員会委員1名が欠員となっております。議会運営委員会委員の選任につきましては委員会条例第3条の規定により議長が議会に諮って指名することになっております。議会運営委員会委員に17番 坂本議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第3、議会運営委員会正副委員長互選の結果報告について。現在、議会運営委員会正副委員長が欠けておりますのでここで議会運営委員会の方は正副委員長を互選のため委員会を開催のうえ、その結果を議長に報告願いたいと思います。議会運営委員会の皆様方、大会議室にお集まりください。互選のため、暫く休憩をいたします。

休憩 午前10時6分

再開 午前10時10分

菰田議長 引き続き会議を開きます。議会運営委員会正副委員長が決まりましたので、御報告を申し上げます。議会運営委員会委員長に17番 坂本議員、議会運営委員会副委員長に13番 杉村議員。以上の通りです。これにて報告を終わります。

日程第4、会議録署名議員の指名について。会議録署名につきましては9番 田畑議員、16番 亀崎議員。以上、両名を指名いたします。

日程第5、会期の決定についてお諮りいたします。会期は本日5月23日の1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって会期は本日5月23日の1日限りと決定いたしました。

日程第6、代表理事挨拶をお願いします。藏原代表理事をお願いします。

藏原代表理事 はい。改めまして皆様おはようございます。令和4年4月1日より有明広域行政事務組合の代表理事に就任しました玉名市長の藏原でございます。重責に身が引き締まる思いでございますが、皆様方の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。さて、本日は令和4年第2回組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれまし

ては、大変お忙しい中に御参集を賜りまして誠にありがとうございます。皆様方には平素から当組合の運営につきまして、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

さて、本臨時会に上程をいたします議案でございますが、規約の一部変更が1件、条例の一部改正が2件、令和4年度一般会計補正予算が1件。計4議案を御提案申し上げるものでございます。詳しくは事務局、及び消防より説明申し上げますので、今議会提案の議案に対しまして慎重な御審議を頂き、原案の通り御承認賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、招集の挨拶にさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

菰田議長 日程第7、議案第5号、熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更についてを議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

菰田議長 はい、中嶋事務局長。

中嶋事務局長 おはようございます。事務局長の中嶋でございます。提案理由を御説明いたします。議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号、熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合格約の一部を次のとおり変更する。令和4年5月23日提出、有明広域行政事務組合代表理事 藏原隆浩。

熊本県市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約。熊本県市町村総合事務組合格約の一部を次のように変更する。別表第1及び別表第2中「小国町外一ヶ町公立病院組合」を「小国郷公立病院組合」に改める。附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合格約の規定は令和4年4月1日から適用する。というものでございます。提案理由でございますが、熊本県市町村総合事務組合格約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。というものでございます。以上でございます。

菰田議長 提案理由の説明は終わりました。これより提出案件について質疑を許します。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。日程第7、議案第5号、熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更については原案の通り可決することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第6号、有明広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

菰田議長 はい、中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の2ページでございます。

議案第6号、有明広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。有明広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年5月23日提出、有明広域行政事務組合代表理事 藏原隆浩。

提案理由でございますが、国家公務員の育児休業制度の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。議案書の3ページでございます。改正の内容といたしましては、非常勤職員が育児休業等を取得する際の要件の一つである1年以上の在職期間を廃止するとともに、必要な規定の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上、提案理由の御説明を申し上げます。

菰田議長 提案理由の説明は終わりました。これより提出案件について質疑を許します。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。日程第8、議案第6号、有明広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案の通り可決することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第7号、有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

菰田議長 はい、中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

議案第7号、有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年5月23日提出、有明広域行政事務組合代表理事 藏原隆浩。

提案理由でございますが国家公務員の給与改定に準じて職員の給与を改定するため条例の整備を図るものでございます。この条例改正は昨年令和3年8月に行われました人事院勧告に従い、12月議会において上程すべく準備を進めておりましたが、令和3年11月24日付け総務副大臣通知にて公務員の給与改定に関する取扱いについて出され、地方公務員の給与改定

については各地方公共団体が地方公務員法の主旨にそって適切に対応するとともに、令和3年度の期末手当の引き下げに相当する額の調整時期については、国家公務員の取り扱いを基本として対応するよう要請がなされたものでございます。

これを踏まえ本組合といたしましては理事会、正副議長並びに正副議長4町の合同会議において12月議会への上程を見送り、6月期末手当の基準日である令和4年6月1日前に上程することが決定され、本臨時会での上程に至ったものでございます。なお、この条例改正は本組合を構成いたしております2市4町において3月議会において上程がなされ可決されているものでございます。

議案書の6ページをお願いします。有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正する。第23条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の120」、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。附則第1項といたしましてこの条例は、公布の日から施行するものでございます。また、附則第2項におきまして昨年12月に期末手当の支給を受けた職員について昨年減額を見送った期末手当と同額分を6月支給の期末手当から減額する旨規定するものでございます。以上、提案理由の御説明を申し上げました。

菰田議長 提案理由の説明は終わりました。これより提出議案について質疑を許します。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。日程第9、議案第7号、有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案の通り可決することに御異議ありませんか。

谷口議員 異議あり。

菰田議長 はい、谷口議員。

谷口議員 採決をとってください。

議長 はい。異議がありますので起立により採決いたします。議案第7号、有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案の通り可決することに賛成の方は起立を求めます。

(賛成15 反対2)

起立多数であります。よって議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

日程第10、議案第8号、令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第1号を議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

菰田議長 はい、中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の7ページをお願いします。議案第8号、令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第1号についてでございます。令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第1号は次に定めるものによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,238万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億3,691万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年5月23日提出、有明広域行政事務組合代表理事 藏原隆浩。

補正の主な内容は給与条例の一部改正による期末手当の減額、及び婚活事業並びに環境啓発事業に係る交付金、助成金の確定に伴う補正でございます。また、昨年度庁舎建設が完了いたしました長洲分署並びに南関分署の旧庁舎解体工事費を予算計上いたしております。

議案書の8ページでございます。まず歳入から御説明を申し上げます。第1表の歳入歳出予算補正でございます。はじめに3款国庫支出金、1項国庫補助金でございます。補正前の額5,997万2,000円に32万1,000円を追加し、予算現計を6,029万3,000円といたすものでございます。内訳でございますが、婚活事業における内閣府の地域少子化対策重点推進交付金の交付確定に伴い、32万1,000円を追加するものでございます。

次に、7款繰入金、1項基金繰入金でございます。補正前の額5,598万5,000円に706万4,000円を追加し、予算現計を6,304万9,000円といたすものでございます。

内訳でございますが、長洲分署並びに南関分署の旧庁舎の解体工事費に係る一般財源分として消防施設整備基金から700万円の繰入、また婚活事業における内閣府の地域少子化対策重点推進交付金の交付確定に伴う一般財源分として財政調整基金から6万4,000円の繰入を計上いたすものでございます。

次に、9款諸収入、2項雑入でございます。補正前の額、4,740万7,000円に200万円を追加し、予算現計を4,940万7,000円といたすものでございます。内訳でございますが、クリーンパークファイブ並びに東部環境センターの環境啓発事業に対する一般財団法人自治総合センターの活力ある地域づくり助成事業と交付確定に伴い200万円を追加するものでございます。

次に、10款組合債、1項組合債でございます。補正前の額2億5,600万円に6,300万円を追加し、予算現計を3億1,900万円といたすものでございます。内訳でございますが、長洲分署並びに南関分署旧庁舎の解体工事に係る起債分として6,300万円を追加するものでございます。

続きまして議会資料の薄い資料ですが本組合の一般会計補正予算説明書第1号と記載して

あります資料をお願いします。補正予算第1号の3ページをお願いいたします。

歳出予算について御説明を申し上げます。

3の歳出予算でございます。

はじめに、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。補正前の額7,720万5,000円から41万8,000円を減額し、予算現計を7,678万7,000円といたすものでございます。内訳でございますが、給与条例の一部改正により3節の職員手当等から41万8,000円を減額いたすものでございます。

次に、2項企画費でございます。補正前の額4,957万3,000円に38万5,000円を追加し、予算現計を4,995万8,000円といたすものでございます。内訳でございますが、給与条例の一部改正により3節の職員手当等から11万6,000円を減額いたすものでございます。

また、婚活事業における内閣府の地域少子化対策重点推進交付金事業といたしましてチラシやパンフレット印刷に伴う印刷製本費、及び県内向けラジオ放送に伴う広告料等といたしまして10節需用費に20万円、11節役務費に22万円、13節使用料及び賃借料に6万3,000円を追加いたすものでございます。

その他、職員の人事異動に伴うエネルギー管理講習の新規講習負担金として18節負担金補助及び交付金に1万8,000円を追加いたすものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目介護保険費でございます。補正前の額5,630万円から16万5,000円を減額し、予算現計を5,613万5,000円といたすものでございます。内訳でございますが、給与条例の一部改正により3節の職員手当等から16万5,000円を減額いたすものでございます。

次に、2目の総合支援費でございます。補正前の額2,093万4,000円から10万9,000円を減額し、予算現計を2,082万5,000円といたすものでございます。内訳でございますが、給与条例の一部改正により3節の職員手当等から10万9,000円を減額いたすものでございます。

次に、4款衛生費、1項衛生総務費、1目一般管理費でございます。補正前の額6,045万5,000円から35万円を減額し、予算現計を6,010万5,000円といたすものでございます。内訳でございますが、給与条例の一部改正により3節職員手当等から35万円を減額いたすものでございます。

次に、3項清掃費、1目第一衛生施設管理運営費でございます。補正前の額1億8,133万1,000円から14万8,000円を減額し、予算現計を1億8,118万3,000円といたすものでございます。内訳でございますが、給与条例の一部改正により3節職員手当等から14万8,000円を減額いたすものでございます。

次に、3目クリーンパークファイブ施設管理運営費でございます。

補正前の額6億6,280万3,000円に63万4,000円を追加し、予算現計を6億6,343万7,000円といたすものでございます。内訳でございますが、給与条例の一部改正により3節職員手当等から36万6,000円を減額いたすものでございます。また、一般財団法人自治総合センターの活力ある地域づくり助成事業といたしまして例年開催しております「クリーンパークファイ

「環境&スポーツフェスタ」に係る会場設営に伴う賃借料や、事業 PR に伴う印刷製本費等といたしまして 7 節報償費に 1 万 5,000 円、10 節需用費に 32 万 3,000 円、13 節使用料及び賃借料に 66 万 2,000 円を追加いたすものでございます。

次に 6 目の東部清掃施設管理運営費でございます。補正前の額 5 億 4,383 万 9,000 円に 81 万 4,000 円を追加し、予算現計を 5 億 4,465 万 3,000 円といたすものでございます。内訳でございますが、給与条例の一部改正により 3 節職員手当等から 18 万 6,000 円を減額いたすものでございます。また、一般財団法人自治総合センターの活力ある地域づくり助成事業といたしまして「東部リサイクルフェスタ」に係る会場設営に伴う賃借料や、事業 PR に伴う印刷製本費等といたしまして 7 節報償費に 1 万 5,000 円、10 節需用費に 23 万 3,000 円、13 節使用料及び賃借料に 75 万 2,000 円を追加いたすものでございます。

次に、5 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費でございます。補正前の額 18 億 8,819 万 2,000 円から 1,000 万円を減額し、予算現計を 18 億 7,819 万 2,000 円といたすものでございます。内訳でございますが、給与条例の一部改正により 3 節職員手当等から 1,000 万円を減額いたすものでございます。

次に、3 目の庁舎建設費でございます。補正前の額 520 万 3,000 円に 7,000 万円を追加し、予算現計を 7,520 万 3,000 円といたすものでございます。内訳でございますが、長洲分署並びに南関分署の旧庁舎解体工事費といたしまして 14 節工事請負費に 7,000 万円を追加いたすものでございます。

次に、7 款予備費でございます。補正前の額 1,050 万円に 1,174 万 2,000 円を追加し、予算現計を 2,224 万 2,000 円といたすものでございます。内訳でございますが、給与条例の一部改正による期末手当の減額分を予備費で充当いたすものでございます。

引き続きまして議案書に戻っていただきまして、議案書の 10 ページをお願いいたします。

第 2 表の地方債補正でございます。起債の目的といたしまして、消防施設整備事業でございます。補正前の限度額 5,680 万円を補正後の限度額 1 億 1,980 万円にいたすものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上、組合一般会計補正予算第 1 号につきまして提案理由の御説明を申し上げました。御承認のほどよろしくをお願いいたします。

菰田議長 提案理由の説明は終わりました。これより提出議案について質疑を許します。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。日程第 10、議案第 8 号、令和 4 年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第 1 号は原案の通り可決することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決いたしました。

日程第 11、審査事項の付託についてを議題といたします。議会運営委員会から会議規則第 73 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。議会運営委員会から申し出のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

よって、令和 4 年第 2 回有明広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会 (午前10時40分)

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

有明広域行政事務組合議会議長

菰田 正也

有明広域行政事務組合議会署名議員

田畑 久吉

有明広域行政事務組合議会署名議員

亀崎 清貴